

「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」
の改正にかかるQ & A（自治労本部総合労働局作成）

Q 今回の総務省マニュアルの変更は、再度の任用についてどのような影響があるのでしょうか。

A これまでの制度の仕組みを、直接的に変更するものではありません。しかし、自治体によっては、国の例示をそのまま制度や交渉での説明理由に使っているケースもあります。

例示の削除、マニュアルの変更を契機にして、上限の撤廃を目標に、当局に考え方や制度の見直しを求め、「雇用の安定」を図るための交渉を進めてください。

Q 再度の任用について交渉する際に留意するポイントを教えてください。

A マニュアルでは、「平等取り扱いの原則」「成績主義」を踏まえて、地域の実情等に応じた自治体の判断をすることができるものとされています。

従って、これまでも「国の例示に準拠する」必要はなく、例示が削除されたとしても、直接的には影響はありません。

しかし、前問にあるように、自治体にとって「例示」は例示以上の影響を受けている可能性があることから、削除されたことその他「選考においては公募を行うことが法律上必須ではない」と記載されている（ただし、できる限り広く募集が望ましいとも書かれていることには留意が必要）ことなど、組合にとって有利な点を主張して、当局に考え方と制度の変更を迫ることが重要と言えます。